

令和 4 年度

幼保連携型認定こども園自主点検表

(処 遇)

(自主点検表作成日：令和 年 月 日)

設置者名	(代表者名)		
運営者名	(代表者名)		
施 設 名			
施設長名		定 員 ※直近の定員	名
所 在 地	〒		
T E L		F A X	
E-mail			
記 入 者	(職名)	(氏名)	

幼保連携型認定こども園自主点検表（処遇）の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、施設運営の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の提出日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

（文中の略称） （法令・通知の名称）

「支援法」	⇒	・ 子ども・子育て支援法（平成24年8月 法律第65号）
「法」	⇒	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月 法律第77号）
「児福法」	⇒	・ 児童福祉法（昭和22年12月 法律第164号）
「社会福祉法」	⇒	・ 社会福祉法（昭和26年3月 法律第45号）
「虐待防止法」	⇒	・ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月 法律第82号）
「学校保健安全法」	⇒	・ 学校保健安全法（昭和33年4月 法律第56号）
「政令」	⇒	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年6月 政令第203号）
「府令」	⇒	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年7月 府令第2号）
「特定教育保育施設基準」	⇒	・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月 内閣府令第39号）
「条例」	⇒	・ 青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成23年12月 県条例第49号）
「児福法施行規則」	⇒	・ 児童福祉法施行規則（昭和23年3月 厚生省令第11号）
「基準省令」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
「基準省令の取扱いについて」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年11月 府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号）
「児福法基準」	⇒	・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月 厚生省令第63号）
「教育・保育要領」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）
「学校保健安全法施行規則」	⇒	・ 学校保健安全法施行規則（昭和33年6月 文部省令第18号）
「保育所保育指針」	⇒	・ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
「指導要録」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（平成30年3月 府子本第315号・29初幼教第17号・子保発0330第3号）
「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」	⇒	・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について（平成23年3月17日 雇児保発0317第1号）
「食事の提供に関する援助及び指導について」	⇒	・ 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年3月31日 子発0331第1号他）
「食事計画について」	⇒	・ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日 子母発0331第1号）
「食事の外部搬入等について」	⇒	・ 幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（平成28年1月18日 府子本第448号 27文科初第1183号・雇児発0118第3号）
「社会福祉施設における衛生管理について」	⇒	・ 社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日 社援施第65号）

「衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について」	⇒	・ 指導福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成９年６月３０日 児企発第１６号）
「保存食の保存期間等について」	⇒	・ 社会福祉施設における保存食の保存期間等について（平成８年７月２５日 社援施第１１７号）
「調理業務の委託について」	⇒	・ 保育所における調理業務の委託について（平成１０年２月１８日 児発第８６号）
「入所の円滑化について」	⇒	・ 保育所への入所の円滑化について（平成１０年２月１３日 児発第７３号）
「入所の円滑化の取扱いについて」	⇒	・ 保育所への入所の円滑化について（平成１０年２月１３日 児保第３号）
「感染症等発生時の報告について」	⇒	・ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成１７年２月２２日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222001号・老発第0222001号）
「事故発生防止について」	⇒	・ 社会福祉施設等における事故の発生防止について（平成１９年９月２５日青健福第１３１５号）
「事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について」	⇒	・ 社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成２５年６月２５日青健福第７６３号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」
「特定教育・保育施設等事故報告について」	⇒	・ 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成２７年３月１２日青こ第１９５６号）
「特定教育・保育施設等事故報告に係る留意事項について」	⇒	・ 特定教育・保育施設等における事故報告に係る留意事項について（平成２７年１２月２８日青こ第１６１９号）
「児童の安全の確保について」	⇒	・ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成１３年６月１５日 雇児総発第４０２号）
「子ども・子育て支援交付金交付要綱」	⇒	・ 子ども・子育て支援交付金の交付について（平成２８年７月２０日 府子本第４７４号）
「延長保育事業実施要綱」	⇒	・ 延長保育事業の実施について（平成２７年７月１７日 雇児発０７１７第１０号）
「子育て短期支援事業実施要綱」	⇒	・ 子育て短期支援事業の実施について（平成２６年５月２９日雇児発０５２９第１４号）
「一時預かり事業実施要綱」	⇒	・ 一時預かり事業の実施について（平成２７年７月１７日雇児発０７１７第１１号）他
「地域子育て支援拠点事業実施要綱」	⇒	・ 地域子育て支援拠点事業の実施について（平成２６年５月２９日 雇児発０５２９第１８号）
「特定教育・保育施設等確認留意事項」	⇒	・ 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項について（平成２６年９月１０日雇児発０９１０第２号他）
「子育て支援員研修事業の実施について」	⇒	・ 子育て支援員研修事業の実施について（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第１８号）
「家庭的保育事業の実施について」	⇒	・ 家庭的保育事業の実施について（平成２１年１０月３０日 雇児発１０３０第２号）
「病児保育事業実施要綱」	⇒	・ 病児保育事業の実施について（平成２７年７月１７日 雇児発０７１７第１２号）

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
第1 教育及び保育の内容 1 教育及び保育計画の作成状況 ア 教育及び保育の内容に関する 全体的な計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、法第2条第7項に規定する目的及び第9条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第10条第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。 ・法第2条第7項に規定する目的に従い作成されているか。 ・法第9条に規定する教育及び保育の目標に従い作成されているか。 ・幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して、要領第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならない。	法第10条 教育・保育要領第1章第2の1 特定教育保育施設基準第15条	
イ 教育及び保育を行う時間及び 期間は適正に定められていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすこと。 ・毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回らないこと。 ・教育時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 ・保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定められていること。	条例 教育・保育要領第1章第2の1	
2 学級の編制状況 教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制すること。 ○ 一学級の園児数は、35人以下を原則とすること。 ○ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とすること。	条例 基準省令第4条	
3 指導計画の作成状況 ア 指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。 指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験が得られるようにするため、具体的に作成すること。 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。	教育・保育要領第1章第2の2	

自 主 点 検 項 目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																
イ 長期・短期の指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	・環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。 ・園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。 ○ 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。 ・園児の活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。また、園児の入園当初の教育及び保育に当たっては、既に在園している園児に不安や動揺を与えないようにしつつ、可能な限り個別的に対応し、園児が安定感を得て、次第に幼保連携型認定こども園の生活になじんでいくよう配慮すること。 ・園児が様々な人やものとのかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。 ⇒ 指導計画の策定状況 <table><tr><td>年間計画</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr><tr><td>月間計画</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr><tr><td>週間計画</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr><tr><td>日 課</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr></table>	年間計画	☐	有・	無	月間計画	☐	有・	無	週間計画	☐	有・	無	日 課	☐	有・	無	教育・保育要領第1章第2の2	
年間計画	☐	有・	無																	
月間計画	☐	有・	無																	
週間計画	☐	有・	無																	
日 課	☐	有・	無																	
ウ 指導計画が個人差に配慮されたものになっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の発達の個人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の園児については、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、園児の集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。	教育・保育要領第1章第3の4																	
エ 満3歳未満児の個別指導計画を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	・満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 ・満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 ・異年齢で構成されるグループ等での指導にあたっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう配慮すること。 ・一日の生活リズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。 ・午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	教育・保育要領第1章第3の4																	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
オ 小学校との連携を通じた質の向上を図っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。	教育・保育要領第1章第2	
カ 指導過程を評価し、指導計画の改善を図っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。	教育・保育要領第1章第2の2(2)	
4 指導要録の作成状況 ア 指導要録は適正に作成されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（政令第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本）を作成しなければならない。 ・学籍等に関する記録は記入されているか。 ①園児の氏名、性別、生年月日及び現住所 ②保護者氏名及び現住所 ③学籍等の記録（入園・転園・退園・修了等） ④入園前の状況 ⑤進学・就学先等（名称、所在地等） ⑥園名及び所在地 ⑦各年度の園児の年齢、園長の氏名、担当・学級担任の氏名、学級を編成している満3歳以上の園児については、学級、整理番号 ・指導等に関する記録は適正に記入されているか。 ①指導の重点等（学年、個人） ②指導上参考となる事項（1年間の指導の過程と園児の発達の姿、次年度の指導の配慮事項等） ③出欠状況（教育日数、出席日数） ④園児の育ちに関する事項 ※①、②、③については、満3歳以上の園児について、④については、満3歳未満の園児について記入すること。 ○ この通知を踏まえた園児指導要録の作成は、平成30年度から実施すること。 ○ この通知を踏まえた園児指導要録を作成する場合、既に在園している園児の園児指導要録については、従前の園児指導要録に記載された事項を転記する必要はなく、この通知を踏まえて作成された園児指導要録と併せて保存すること。	府令第30条 指導要録	
イ 進学・転園した場合、進学・転園先の校長に送付していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。 ○ 園長は、園児が転園した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の写しを作成し、その写しを転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。	府令第30条	
ウ 指導要録は適切に保存されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関する記録については、その保存期間は20年とする。 長期間にわたり個人情報を適正に保管する観点から、施錠可能なキャビネット等で保管すること。	府令第30条	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																																																				
5 開所時間 開所時間は適切な時間に設定されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とすること。 ・毎学年の基準省令第9条第1項第1号のとおり原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置づけであることから、保育所と同様、幼保連携型認定こども園の1年の開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とすること。また、基準省令上、教育に係る標準的な1日あたりの時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするものであるが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とする。 ⇒ 規程（園規則又は運営規程）による通常の開閉園時間（延長保育時間は除く。） <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （１）教育標準時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 教育標準時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （２）保育標準時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 保育標準時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> ⇒ （３）保育短時間認定に係る教育保育時間 <table border="1"> <tr> <td>開園</td><td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>閉園</td><td>午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table> 保育短時間認定に係る延長保育の保育時間 <table border="1"> <tr> <td>午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午前</td><td>時</td><td>分</td> <td>午後</td><td>時</td><td>分</td> <td>～午後</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table>	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分	午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分	基準省令第9条 基準省令の取扱いについて4（1）	
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													
開園	午前	時	分	閉園	午後	時	分																																																																	
午前	時	分	～午前	時	分	午後	時	分	～午後	時	分																																																													

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																																																																												
6 地域子ども・子育て支援事業等 地域子ども・子育て支援事業等は 適正に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 地域子ども・子育て支援事業等は、交付金が交付されることから、適正に実施する必要がある。 ⇒ 延長保育 <table><tr><td>事業の実施</td><td>保育時間の記録</td><td>児童の記録</td><td>間食・給食の実施</td><td>保育士の配置人数</td><td>利用料設定額</td><td>徴収記録</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td><td>円/時間</td><td>☐有・☐無</td></tr><tr><td colspan="2">月平均対象児童数</td><td colspan="5">※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数</td></tr><tr><td colspan="2">人</td><td colspan="5"></td></tr></table> ⇒ 夜間養護等事業（休日保育） <table><tr><td>事業の実施</td><td>保育実施日の記録</td><td>児童の記録</td><td>間食・給食の実施</td><td>利用料設定額</td><td>徴収記録</td><td>年間延児童数</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>円</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td></tr></table> ⇒ 一時預かり事業 <table><tr><td>事業の実施</td><td>保育実施日の記録</td><td>児童の記録</td><td>間食・給食の実施</td><td>利用料設定額</td><td>徴収記録</td><td>年間延児童数</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>円</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td></tr></table> ⇒ 地域子育て支援拠点事業 <table><tr><td>事業の実施</td><td>活動記録</td><td>職員の配置</td><td>事業概要</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td><td>人</td><td></td></tr></table> ⇒ その他の市町村補助事業 <table><tr><td>事業の実施</td><td>事業名</td><td>事業概要</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td></td><td></td></tr></table> ⇒ その他自主事業 <table><tr><td>事業の実施</td><td>事業名</td><td>事業概要</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td></td><td></td></tr></table>	事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無	月平均対象児童数		※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数					人							事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人	事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人	事業の実施	活動記録	職員の配置	事業概要	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人		事業の実施	事業名	事業概要	☐ 有・ ☐ 無			事業の実施	事業名	事業概要	☐ 有・ ☐ 無			子ども・子育て支援交付金交付要綱 延長保育事業実施要綱 子育て短期支援事業実施要綱 一時預かり事業実施要綱 地域子育て支援拠点事業実施要綱	
事業の実施	保育時間の記録	児童の記録	間食・給食の実施	保育士の配置人数	利用料設定額	徴収記録																																																																										
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人	円/時間	☐ 有・ ☐ 無																																																																										
月平均対象児童数		※「月平均対象児童数」…年間の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数																																																																														
人																																																																																
事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数																																																																										
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人																																																																										
事業の実施	保育実施日の記録	児童の記録	間食・給食の実施	利用料設定額	徴収記録	年間延児童数																																																																										
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	円	☐ 有・ ☐ 無	人																																																																										
事業の実施	活動記録	職員の配置	事業概要																																																																													
☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	人																																																																														
事業の実施	事業名	事業概要																																																																														
☐ 有・ ☐ 無																																																																																
事業の実施	事業名	事業概要																																																																														
☐ 有・ ☐ 無																																																																																

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																															
第2 健康管理 1 健康診断 ア 健康診断は、適正に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校保健安全法第13条第1項の健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。 ⇒ 定期健康診断（前年度の実施状況） <table><tr><td colspan="3">《内科》</td></tr><tr><td></td><td>1回目</td><td>2回目</td></tr><tr><td>人数</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>実施機関</td><td></td><td></td></tr></table><table><tr><td colspan="3">《歯科》</td></tr><tr><td></td><td>1回目</td><td>2回目</td></tr><tr><td>人数</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>実施日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>実施機関</td><td></td><td></td></tr></table> ⇒ 入園時の健康診断の実施状況 <table><tr><td>入園時の健康診断の実施状況</td><td>☐有・☐無</td><td>入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td></tr><tr><td>実施機関</td><td>内科</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>歯科</td></tr></table> ⇒ 健康診断の記録等の状況 <table><tr><td>健康診断記録簿</td><td>健康診断記録簿がない場合の記録の状況</td><td>身長・体重の測定</td></tr><tr><td>☐有・☐無</td><td></td><td>年 回</td></tr><tr><td>保護者への連絡等</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr></table>	《内科》				1回目	2回目	人数	人	人	実施日	年 月 日	年 月 日	実施機関			《歯科》				1回目	2回目	人数	人	人	実施日	年 月 日	年 月 日	実施機関			入園時の健康診断の実施状況	☐ 有・ ☐ 無	入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い	実施機関	内科			歯科	健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定	☐ 有・ ☐ 無		年 回	保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無		府令第27条準用学校保健安全法施行規則第5条第1項	
《内科》																																																			
	1回目	2回目																																																	
人数	人	人																																																	
実施日	年 月 日	年 月 日																																																	
実施機関																																																			
《歯科》																																																			
	1回目	2回目																																																	
人数	人	人																																																	
実施日	年 月 日	年 月 日																																																	
実施機関																																																			
入園時の健康診断の実施状況	☐ 有・ ☐ 無	入園時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																																	
実施機関	内科																																																		
	歯科																																																		
健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定																																																	
☐ 有・ ☐ 無		年 回																																																	
保護者への連絡等	☐ 有・ ☐ 無																																																		

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
イ 健康診断の結果は適切に記録・整理保管していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校においては、学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。 ○ 園長は、園児が転学した場合には、その作成にかかる当該園児の健康診断票を転学先の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。 ○ 園児の健康診断票は、5年間保存しなければならない。	府令第27条準用学校保健安全法施行規則第8条第1、3、4項	
ウ 健康診断の結果を保護者に伝えていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校においては、学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を園児及びその保護者に通知するとともに、次の各号に定める基準により、学校保健安全法第14条の措置をとらなければならない。	学校保健安全法第14条 府令第27条準用学校保健安全法施行規則第9条第1項(第5号を除く。)	
エ 健康診断の結果に基づき、必要な措置をとっていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	- 一 疾病の予防処置を行うこと。 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。 - 四 療養のため必要な期間園において学習しないよう指導すること。 - 五 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。 - 六 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。 - 七 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。 - 八 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。	教育・保育要領第3章 第1の2	
2 健康管理 ア 日々の健康状態を把握し、適切な対応をしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意するものとする。 ・園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 ・保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど、適切な対応を図ること。 ・園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児福法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会で検討するなど、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	教育・保育要領第3章 第1の1	
イ 疾病等への対応は適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 疾病等への対応 ・在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医と相談し、適切な処置を行うこと。 ・感染症やその他の疾病等の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。 ・園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。	教育・保育要領第3章 第1の3	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
ウ 虐待の疑いがないか確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 虐待の疑い どのような措置がとられているか 職員間の連絡方法	虐待防止法第5条	
エ 乳幼児突然死症候群に対する対応は適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 生後2か月から6か月に多いとされる乳幼児突然死症候群（SIDS）は、主として睡眠中に発生するため、うつぶせ寝にして放置することは避けなければならない。 うつぶせにする際には、子どものそばを離れないようにし、離れる場合には、仰向けにするか、他の保育士が見守るようにする。		
3 衛生管理 ア 食中毒防止対策を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食中毒を予防するため、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「食品製造におけるHACCP入門のための手引書【大量調理施設における食品の調理編】」に沿った衛生管理を実施することが必要である。 ⇒ 食中毒防止対策 保健所による直近の指導 実施年月日 年 月 日 指導事項 改善等の状況 衛生自主管理点検の状況(※)(前年度) 調理施設の点検表 有 (点検頻度) 無 改善等の状況 従事者等の衛生管理点検表 有 (点検頻度) 無 原材料の取扱い等点検表 有 (点検頻度) 無 調理器具等及び使用水の点検表 有 (点検頻度) 無 調理等における点検表 有 (点検頻度) 無 専用の手洗い、消毒の設備 ☐有・☐無	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	
イ 保存食を適切に保存していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 集団給食を行う施設では、食中毒防止に細心の注意を払うとともに食中毒が発生したときにその原因を調査できるように検査用保存食を保存する必要がある。 検査用保存食は、適切（原材料及び調理済み食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器等に密封し、－20度以下で2週間）に保存しなければならない。 ⇒ 保存食 提供した全ての品目（原材料も含む）についての保存 有・無 一定期間（2週間）適切な方法（－20度以下）での保管 有・無	保存食の保存期間等について	
ウ 使用するタオルやコップは個人専用としていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童が使用するタオルやコップは、他人と共用することなく個人専用とする必要がある。 タオルやコップの個人専用化が難しい場合は、使い捨てペーパータオル、紙コップ等の利用も考慮されなければならない。 ⇒ タオル・コップ 個人専用タオル 有・無 無の場合の対応： 個人専用コップ 有・無 無の場合の対応：	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																									
4 感染症等への対策 ア 感染症等予防対策を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては児童との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び児童に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。	感染症等発生時の報告について																										
イ 衛生管理に関する研修を実施していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 職員に対し、年1回以上の衛生管理に関する研修を実施すること。	感染症等発生時の報告について																										
ウ 感染症等が発生した場合の報告体制を整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 施設長は、次の①、②又は③の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずる必要があるため、報告体制を整備しておくこと。 ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全児童の半数以上発生した場合 ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ○ 食中毒及び感染症の発生の際は、社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和3年1月20日改正）により、県に報告※すること。（第一報は、文書作成を待たずに電話又はFAX等により遅滞なく行うこと。） ※ 県への報告を要する感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとしているが、5類感染症であっても、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告すること。 ⇒ 感染症予防対策	感染症等発生時の報告について 事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について																										
		<table><tr><td>衛生管理研修の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>☐ 上記に係る食中毒・感染症発生の報告</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	衛生管理研修の実施	☐	有	・	☐	無	感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有	・	☐	無	昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有	・	☐	無	☐ 上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有	・	☐	無			
衛生管理研修の実施	☐	有	・	☐	無																								
感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	☐	有	・	☐	無																								
昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	☐	有	・	☐	無																								
☐ 上記に係る食中毒・感染症発生の報告	☐	有	・	☐	無																								

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																				
第3 給食の状況 1 食事計画等について ア 子どもの特性に応じて必要とするエネルギー量及び給与栄養量が確保できる食事を提供していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養素を含有するものでなければならない。 ○ 入所施設における「給与栄養量」の目標については、「食事摂取基準」によることとするので参考とされたいこと。 なお、通所施設において昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。	基準省令第13条準用児福祉基準第11条第2項 食事の提供に関する援助及び指導について1（1）																					
イ 子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）について、「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。 また、障害や疾患を有するなど身体状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。 ⇒ 乳幼児の健全な発達に必要な栄養量の確保 <table border="1"> <tr> <td>給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成	☐	☐	有・	無	荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成	☐	☐	有・	無	食事の提供に関する援助及び指導について1（2）											
給与栄養目標量表等（給与栄養量の目標を設定した書類）の作成	☐	☐	有・	無																				
荷重平均食品構成表等（食品構成例を示した書類）の作成	☐	☐	有・	無																				
ウ 給与栄養量が確保できるよう、献立を作成していますか。 摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立を作成していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供に努めること。 ○ 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。 また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりがつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。 ⇒ 献立表等 <table border="1"> <tr> <td>予定献立表</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>実施献立表</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>未満児献立表</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> <tr> <td>月齢に応じた離乳食の献立表等</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>無</td></tr> </table>	予定献立表	☐	☐	有・	無	実施献立表	☐	☐	有・	無	未満児献立表	☐	☐	有・	無	月齢に応じた離乳食の献立表等	☐	☐	有・	無	基準省令第13条準用児福祉基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1（4） 食事計画について2（6）	
予定献立表	☐	☐	有・	無																				
実施献立表	☐	☐	有・	無																				
未満児献立表	☐	☐	有・	無																				
月齢に応じた離乳食の献立表等	☐	☐	有・	無																				

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																								
エ 施設全体で、食事の提供に係る業務の改善に努めていますか。また、定期的に給食会議を開催し、必要な検討を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。 ○ 定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図り、食事の計画・評価を行うこと。 ○ 職員間で、食事の提供に係る業務の重要性についての認識の向上を図るとともに、食事の提供に関係する職員に対しては、適時、講習会、研究会等により知識及び技能の向上を図ること。 <table border="1"> <tr> <td>給食会議の開催</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>献立表作成に関する施設長の関与</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table>	給食会議の開催	☐	有・	☐ 無	献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	☐ 無	食事の提供に関する援助及び指導について2（4） 食事計画について3（2） 食事の提供に関する援助及び指導について2（5）																	
給食会議の開催	☐	有・	☐ 無																									
献立表作成に関する施設長の関与	☐	有・	☐ 無																									
オ 食事計画について評価を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価するとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。 特に幼児について、定期的に子どもの身長及び体重を測定するとともに、幼児身長体重曲線（性別・身長別標準体重）等による肥満度に基づき、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。	食事の提供に関する援助及び指導について1（3）																									
カ 予定献立に基づき、調理を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。 パンと牛乳だけ、インスタントラーメン等の簡易給食や既製品の多用は認められない。 正当な理由なく、保護者全員の同意が得られないまま給食を行わず保護者に負担を強いることはできない。 ⇒ 給食の実施状況 <table border="1"> <tr> <td>正当な理由のない給食の中止</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>上記「有」の理由</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>予定献立と実施献立の違い</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> <tr> <td>インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐無</td></tr> </table> 有の場合の頻度： 有の場合の頻度：	正当な理由のない給食の中止	☐	有・	☐ 無	定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	☐ 無	主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	☐ 無	上記「有」の理由				予定献立と実施献立の違い	☐	有・	☐ 無	インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	☐ 無	基準省令第13条準用児福法基準第11条第4項	
正当な理由のない給食の中止	☐	有・	☐ 無																									
定期的な、パンと牛乳だけ、インスタントラーメンだけといった簡易給食の実施	☐	有・	☐ 無																									
主食（3歳以上児を除く。）、副食、間食に係る費用の保護者の同意のない負担	☐	有・	☐ 無																									
上記「有」の理由																												
予定献立と実施献立の違い	☐	有・	☐ 無																									
インスタント食品、缶詰、市販の調理済み食品の使用	☐	有・	☐ 無																									
キ 食物アレルギー等に配慮した食事の提供や、誤食等への発生の防止に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 食事は、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ○ 子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 ○ 食物アレルギーについては、生活管理指導表等を活用するなどして状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 ⇒ 食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法 <table border="1"> <tr> <td>食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法</td><td colspan="3"></td></tr> </table>	食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法				基準省令第13条準用児福法基準第11条第3項 食事の提供に関する援助及び指導について1（6） 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン																					
食物アレルギーのある児童への配慮の有無及びその方法																												

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																	
ク 災害発生に備えた連絡・協力体制を構築していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1（7）																		
ケ 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の健康な生活を基本として食を営む力の育成に努めなければならない。 ○ 食事の提供やその他の活動を通して「食育」の実践に努めること。 ○ 日々提供される食事が子どもの心身の健全育成にとって重要であることに鑑み、施設や子どもの特性に応じて、将来を見据えた食を通じた自立支援にもつながる「食育」の実践に努めること。	基準省令第13条準用児福法基準第11条第5項 食事の提供に関する援助及び指導について2（6） 食事計画について3（3）																		
2 給食管理の状況																					
ア 日々提供する給食について、食事内容や食事環境に十分配慮していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。 ○ 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食事の提供に関係する職員の健康診断及び定期検便、食品の衛生的取扱い並びに消毒等保健衛生に万全を期し、食中毒や感染症の発生防止に努めること。	食事の提供に関する援助及び指導について1（5） 食事計画について3（4）																		
イ 給食日誌は作成され、また、残食について記録されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	⇒ 給食日誌 <table><tr><td>給食日誌の作成</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>残食記録</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	給食日誌の作成		☐	☐	有・	☐	無	残食記録	☐	☐	有・	☐	無						
給食日誌の作成	☐	☐	有・		☐	無															
残食記録	☐	☐	有・		☐	無															
ウ 検食を適正に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 検食は、味、量、質、嗜好的観点から給食として適当かどうか検査するためのもので、給食実施前に実施される必要がある。 また、検食者は調理員以外の者が交代して当たるのが望ましい。 ⇒ 検食 <table><tr><td>検食の給食前の実施</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>離乳食の検食</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	検食の給食前の実施		☐	☐	有・	☐	無	離乳食の検食	☐	☐	有・	☐	無	検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	☐	有・	☐	無
検食の給食前の実施	☐	☐	有・	☐	無																
離乳食の検食	☐	☐	有・	☐	無																
検食の結果（量、質、嗜好的観点等の所見）の記録	☐	☐	有・	☐	無																
エ 食品の管理は適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 献立表に基づき正確に給食を実施するためには、日々の必要量を把握し、適正に発注する必要がある。このため、食品購入、受払は適切に管理されなければならない。 また、検収は発注担当とは別の職員が実施し、検収場所は非汚染作業区域及び清潔作業区域とは明確に区別すること。 ⇒ 食品管理の状況 <table><tr><td>給食材料発注に係る決裁</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>給食材料納品時の検収</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr><tr><td>発注担当者と検収者の区別</td><td>☐</td><td>☐</td><td>有・</td><td>☐</td><td>無</td></tr></table>	給食材料発注に係る決裁	☐	☐	有・	☐	無	給食材料納品時の検収	☐	☐	有・	☐	無	発注担当者と検収者の区別	☐	☐	有・	☐	無	基準省令第13条準用児福法基準第11条第2項 衛生管理の改善及び食中毒発生の予防について
給食材料発注に係る決裁	☐	☐	有・	☐	無																
給食材料納品時の検収	☐	☐	有・	☐	無																
発注担当者と検収者の区別	☐	☐	有・	☐	無																

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																									
3 給食の委託の状況 給食の業者委託等が適切に行われていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事が提供されるものであること。ただし、満3歳以上の園児に提供する場合であって、一定の要件を満たす場合はこの限りでない。 ⇒ 調理業務の委託の状況 <table border="1"> <tr> <td>調理業務委託の実施の有無</td><td>☐</td><td>有（受託者名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>調理場所</td><td colspan="4">_____</td></tr> <tr> <td>栄養士による配慮</td><td>☐</td><td>有（栄養士所属・氏名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table> ○ 3歳以上児に対する給食を外部搬入する場合は、下記要件を満たす必要がある。 （要件） - 園児に対する食事提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 - 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による配慮が行われること。 - 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 - 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 - 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ⇒ 外部搬入の実施の状況 <table border="1"> <tr> <td>給食の外部搬入の実施の有無</td><td>☐</td><td>有（受託者名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>栄養士による配慮</td><td>☐</td><td>有（栄養士所属・氏名：_____）</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	調理業務委託の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無	調理場所	_____				栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無	給食の外部搬入の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無	栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無	条例 基準省令第13条準用児福 法基準第32条の2	
調理業務委託の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無																									
調理場所	_____																												
栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無																									
給食の外部搬入の実施の有無	☐	有（受託者名：_____）	☐	無																									
栄養士による配慮	☐	有（栄養士所属・氏名：_____）	☐	無																									
			基準省令第13条準用児福 法基準第32条の2 食事の外部搬入等について																										

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
第4 その他 1 内容及び手続の説明 ア 特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ○ 当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	特定教育保育施設基準第28条	
イ 提供する特定教育・保育の内容、手続きについて利用者に説明し、同意を得ていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 ○ 利用者から申込みがあった場合には、上記の文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、電磁的方法により提供することができる。 ○ 上記電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 - ア 電磁的方法のうち、特定教育・保育施設が使用するもの - イ ファイルへの記録の方式 ○ 上記の承諾を得た施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、当該利用者が再び上記の承諾をした場合を除き、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。	特定教育保育施設基準第5条	
ウ 利益供与等の禁止を守っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ○ 利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	特定教育保育施設基準第29条	
エ 子どもの心身の状況等の把握に努めていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	特定教育保育施設基準第10条	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																										
2 定員設定、利用手続 ア 定員の設定は適正ですか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	利用定員 ≤ 認可定員 ⇒ 認可定員・利用定員の状況 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">1号認定</th><th rowspan="2">2号認定</th><th colspan="2">3号認定</th><th rowspan="2">合計</th></tr> <tr> <th>1～2歳</th><th>0歳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可定員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>利用定員</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> <tr> <td>月 日時点 在籍児童数</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>		1号認定	2号認定	3号認定		合計	1～2歳	0歳	認可定員	人	人	人	人	人	利用定員	人	人	人	人	人	月 日時点 在籍児童数	人	人	人	人	人	特定教育・保育施設等確認留意事項第3	
	1号認定	2号認定				3号認定			合計																					
			1～2歳	0歳																										
認可定員	人	人	人	人	人																									
利用定員	人	人	人	人	人																									
月 日時点 在籍児童数	人	人	人	人	人																									
イ 教育・保育給付認定保護者からの利用申込みに適切に応じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	☐ 施設の利用定員の数は、20人以上となっているか。 ☐ 支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員となっているか。 ただし、支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定める。	特定教育保育施設基準第4条																											
ウ 定員を上回る利用の申込みに適切に対応していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	☐ 施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ☐ 利用者の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定こどもの総数が、当該施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ☐ 利用者の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定こどもの総数が、当該施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	支援法第33条 特定教育保育施設基準第6条 支援法第33条 特定教育保育施設基準第6条																											
エ 選考方法をあらかじめ明示し、選考していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	☐ 選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	支援法第33条 特定教育保育施設基準第6条																											
オ 特定教育・保育の提供困難時に適切な措置を講じていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	☐ 利用申込者に係る教育・保育給付認定こどもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	特定教育保育施設基準第6条																											

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
カ 市町村の行うあっせん及び要請に協力していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 当該施設の利用について、支援法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	特定教育保育施設基準第7条	
キ 市町村の行う利用調整に協力していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定こどもに係る当該施設の利用について、児童福祉法第24条第3項の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	特定教育保育施設基準第7条	
3 受給資格、教育・保育給付認定 ア 受給資格を適切に確認していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する教育・保育給付認定子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	特定教育保育施設基準第8条	
イ 適切に教育・保育給付認定申請、変更認定申請の援助を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ○ 教育・保育給付の変更の認定が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	特定教育保育施設基準第9条	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																														
4 安全管理の状況 ア 園における安全計画を適切に策定していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 ※事故発生の防止のため、次の点に留意して安全管理体制を確立すること。 ・ 経営者、管理者自らが安全管理の重要性を認識し、組織的に安全管理体制の整備に努めること。 ・ 事故発生の防止のための指針等の作成及び必要に応じた見直しに努めること。また、その内容等について、定期的に研修会を開催するなど全職員への周知徹底を図ること。 ・ 事故やヒヤリハット事例が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じること。 ⇒ 安全計画の策定、実施の状況 <table border="1"> <tr> <td>責任者の設置等管理体制の整備</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>安全計画の作成</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>職員研修の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>ヒヤリ・ハット事例の報告作成</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>その他（ ）</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	責任者の設置等管理体制の整備	☐	有	・	☐	無	安全計画の作成	☐	有	・	☐	無	職員研修の実施	☐	有	・	☐	無	ヒヤリ・ハット事例の報告作成	☐	有	・	☐	無	その他（ ）	☐	有	・	☐	無	教育・保育要領第3章第3の2 法第27条準用学校保健安全法第27条 特定教育保育施設基準第32条	
責任者の設置等管理体制の整備	☐	有	・	☐	無																													
安全計画の作成	☐	有	・	☐	無																													
職員研修の実施	☐	有	・	☐	無																													
ヒヤリ・ハット事例の報告作成	☐	有	・	☐	無																													
その他（ ）	☐	有	・	☐	無																													
イ 園における安全点検は適切に実施されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 学校保健安全法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。 ○ 上記安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。 ⇒ 遊具の点検 <table border="1"> <tr> <td>園庭の遊具</td><td>点検回数： 年 回</td><td>点検後の危険防止対策：</td></tr> <tr> <td>園舎内の遊具</td><td>点検回数： 年 回</td><td>点検後の危険防止対策：</td></tr> <tr> <td colspan="2">口に触れる遊具の洗浄頻度</td><td></td></tr> </table>	園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	園舎内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：	口に触れる遊具の洗浄頻度			府令第27条準用学校保健安全法施行規則第28、29条																						
園庭の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：																																
園舎内の遊具	点検回数： 年 回	点検後の危険防止対策：																																
口に触れる遊具の洗浄頻度																																		
ウ 園の危険等発生時の対処・措置は定められていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 園児の安全の確保を図るため、当該園の実情に応じて、危険等発生時において当該園の職員がとるべき手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。） 2 園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。 3 事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に関する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。 ⇒ 危険等発生時対処要領の策定・実施状況 <table border="1"> <tr> <td>危険等発生時対処要領の策定</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> <tr> <td>危険等発生時に関する訓練の実施</td><td>☐</td><td>有</td><td>・</td><td>☐</td><td>無</td></tr> </table>	危険等発生時対処要領の策定	☐	有	・	☐	無	危険等発生時に関する訓練の実施	☐	有	・	☐	無	教育・保育要領第3章第3の2 法第27条準用学校保健安全法第29条 特定教育保育施設基準第32条																			
危険等発生時対処要領の策定	☐	有	・	☐	無																													
危険等発生時に関する訓練の実施	☐	有	・	☐	無																													

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄				
エ 不審者へ対応した避難訓練が実施されていますか。	☐ はい ・ ☐ いいえ	○ 防災・防犯のための日常安全管理の一環として、不審者への対応に係る避難訓練等を職員及び児童の参加により定期的の実施している必要がある。 ⇒ 不審者への対応を想定した避難訓練等の実施 <table border="1"> <tr> <td>前年度実施月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今年度実施月</td> <td></td> </tr> </table> (予定含む)	前年度実施月		今年度実施月		児童の安全の確保について別添2	
前年度実施月								
今年度実施月								
オ 事故・不祥事案が発生した場合、県、市町村及び保護者等に速やかに連絡していますか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 事故・不祥事案等があった場合、その後の処理及び対策が適切に行われること。 なお、社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和3年1月20日改正）による県及び市町村への事故報告が必要な範囲は、次のとおり。 ① 児童の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生 ※ 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。 ※ 負傷の程度については、外部の医療機関で受診（入院程度）を要したものと及び後遺障害が残る可能性があるもの。 ※ 施設側の過誤、過失の有無は問わない。 ※ 児童が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告を要する。 ② 食中毒及び感染症の発生 ※ 前記「感染症等への対策」を参照のこと。 ③ 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生 ※ 横領、児童への虐待など児童の処遇に影響のあるものについても報告すること。 ④ その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生 ※ 児童の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等についても報告すること。 ○ 事故・不祥事等について報告するための様式を整備するとともに、事故・不祥事等発生、発見ごとに記録し、保存すること。 ○ 特定教育・保育施設、幼稚園、保育所で重大事故（骨折を含む）が発生した場合は、市町村へ報告すると同時に、県（こどもみらい課）へも報告すること。	事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について					
カ また、事故・不祥事案発生時からの記録等を整備していますか。	☐ はい ・ ☐ いいえ ☐ 該当しない		事故・不祥事案及び感染症発生時の報告について 特定教育・保育施設等事故報告について					

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																							
		⇒ 事故・不祥事案の発生状況（昨年度から自主点検表作成時までの状況） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th><th>事故・不祥事案等の内容</th><th>処理・対策の状況</th><th>記録の有無</th><th>報 告</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td></td><td></td><td>☐有・☐無</td><td>☐有・☐無</td></tr> </tbody> </table> ※ 上記の①～④に該当する事故・不祥事案について記入してください。（欄が不足する場合は別紙として記載可）	発生年月日	事故・不祥事案等の内容	処理・対策の状況	記録の有無	報 告	年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無	年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無					
発生年月日	事故・不祥事案等の内容	処理・対策の状況	記録の有無	報 告																							
年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無																							
年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無																							
年 月 日			☐ 有・ ☐ 無	☐ 有・ ☐ 無																							
キ 児童の送迎の確認がなされていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 児童の送迎は、保護者が責任を持って行うことを原則とし、責任ある人以外は送迎させないようにし、児童の安全を確保する必要がある。 ⇒ 児童の送迎が保護者でない場合の保護者への確認 <table border="1"> <tr> <td>確認</td><td>☐</td><td>☐有・☐無</td></tr> </table>	確認	☐	☐ 有・ ☐ 無		児童の安全の確保について別添2																				
確認	☐	☐ 有・ ☐ 無																									
5 保護者との連携状況 ア 保護者との連携が図られていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 常に保護者との密接な連携をとり、保育の内容等につき保護者の理解と協力を得るよう努める必要がある。 連絡をとるものとして、連絡帳、園だより、保護者との懇談会等が考えられるが、口頭で行われていても連絡内容が保育日誌や児童票に記載されていれば差し支えない。 また、災害等緊急時に速やかに連絡ができるよう緊急連絡体制を整えておく必要がある。 ⇒ 保護者との連携状況 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡</td><td>☐</td><td>☐有・☐無</td></tr> <tr> <td rowspan="2">保護者との連絡方法</td><td>乳児：☐連絡帳 ☐掲示板 ☐口頭 ☐その他（ ）</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>幼児：☐連絡帳 ☐掲示板 ☐口頭 ☐その他（ ）</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="4">予定献立表の周知方法</td></tr> <tr> <td>園だより等</td><td>発行の有無：☐有・☐無</td><td>発行頻度： 年・ 月</td><td> 回</td></tr> <tr> <td colspan="2">緊急時の連絡体制</td><td>☐</td><td>☐有・☐無</td></tr> </table>	保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡		☐	☐ 有・ ☐ 無	保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳 ☐ 掲示板 ☐ 口頭 ☐ その他（ ）			幼児： ☐ 連絡帳 ☐ 掲示板 ☐ 口頭 ☐ その他（ ）			予定献立表の周知方法				園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無	発行頻度： 年・ 月	回	緊急時の連絡体制		☐	☐ 有・ ☐ 無		
保護者への児童の発達状況、病気や怪我、特異な事項の連絡		☐	☐ 有・ ☐ 無																								
保護者との連絡方法	乳児： ☐ 連絡帳 ☐ 掲示板 ☐ 口頭 ☐ その他（ ）																										
	幼児： ☐ 連絡帳 ☐ 掲示板 ☐ 口頭 ☐ その他（ ）																										
予定献立表の周知方法																											
園だより等	発行の有無： ☐ 有・ ☐ 無	発行頻度： 年・ 月	回																								
緊急時の連絡体制		☐	☐ 有・ ☐ 無																								
イ 保護者から必要のない負担金を徴収しないようにしていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 幼保連携型認定こども園に入所する児童に係る費用は、市町村が負担しており、児童の保護者は保育料・利用者負担額以外の費用を負担する義務を負わない。 ただし、保護者が特別なサービスを希望し、幼保連携型認定こども園がこれを提供した場合は、それに要する費用を徴収して差し支えない。 なお、保護者負担金を徴収している場合は、保護者負担金徴収簿等徴収金の記録簿を作成する必要がある。 ⇒ 保護者負担金 <table border="1"> <tr> <td>保育料／利用者負担額以外の費用の負担</td><td>☐</td><td>☐有・☐無</td><td>徴収目的：</td></tr> <tr> <td>徴収記録簿</td><td>☐</td><td>☐有・☐無</td><td>無の場合の管理方法：</td></tr> </table>	保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐	☐ 有・ ☐ 無	徴収目的：	徴収記録簿	☐	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の管理方法：		特定教育保育施設基準第13条															
保育料／利用者負担額以外の費用の負担	☐	☐ 有・ ☐ 無	徴収目的：																								
徴収記録簿	☐	☐ 有・ ☐ 無	無の場合の管理方法：																								

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄													
ウ やむをえず保護者の会計を代行している場合、その用務は必要最小限にとどめていますか。 また、複数の者による内部牽制組織は確立されていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 保護者の会計は保護者会自らが行うべきであり、幼保連携型認定こども園が保護者の会計を代行することは好ましくない。 やむを得ず保護者全員の委任を受けて会計の一部代行を行うことになった場合においてもその代行用務は必要最小限にとどめるべきであり、不適正な金銭管理を防ぐために、例えば、預金通帳を幼保連携型認定こども園が保管するといった場合には通帳と印鑑は別の者が管理し、現金の出納まで行う場合は複数の者が随時チェックするなどの必要がある。 ⇒ 保護者会会計執行体制 <table><tr><td>会計代行の有無</td><td>☐有・☐無</td></tr><tr><td>有の場合</td><td><table><tr><td>会計代行の内容</td><td>☐会費徴収、☐出納用務、☐通帳・印鑑管理 ☐予算書作成、☐決算書作成、☐その他（ ）</td></tr><tr><td>代行者職・氏名</td><td>会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：</td></tr></table></td></tr></table>	会計代行の有無	☐ 有・ ☐ 無	有の場合	<table><tr><td>会計代行の内容</td><td>☐会費徴収、☐出納用務、☐通帳・印鑑管理 ☐予算書作成、☐決算書作成、☐その他（ ）</td></tr><tr><td>代行者職・氏名</td><td>会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：</td></tr></table>	会計代行の内容	☐ 会費徴収、 ☐ 出納用務、 ☐ 通帳・印鑑管理 ☐ 予算書作成、 ☐ 決算書作成、 ☐ その他（ ）	代行者職・氏名	会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：	入所の円滑化の取扱いについて						
会計代行の有無	☐ 有・ ☐ 無																
有の場合	<table><tr><td>会計代行の内容</td><td>☐会費徴収、☐出納用務、☐通帳・印鑑管理 ☐予算書作成、☐決算書作成、☐その他（ ）</td></tr><tr><td>代行者職・氏名</td><td>会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：</td></tr></table>	会計代行の内容	☐ 会費徴収、 ☐ 出納用務、 ☐ 通帳・印鑑管理 ☐ 予算書作成、 ☐ 決算書作成、 ☐ その他（ ）	代行者職・氏名	会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：												
会計代行の内容	☐ 会費徴収、 ☐ 出納用務、 ☐ 通帳・印鑑管理 ☐ 予算書作成、 ☐ 決算書作成、 ☐ その他（ ）																
代行者職・氏名	会計代行者： 通帳管理者： 金融機関届出印管理者：																
6 私的契約児の状況 私的契約児受入に係る契約内容は適切ですか。	☐ はい・ ☐ いいえ ☐ 該当しない	○ 私的契約児の入所については、一般入所児童の保育に支障を生じないことが条件となっており、定員を超えている場合は、支障を生じていると考えるべきである。 ⇒ 私的契約児受入状況 <table><tr><td>私的契約児の有無</td><td>☐有・☐無</td></tr><tr><td>児童数（前年度月平均）</td><td>人</td></tr><tr><td>定員の遵守</td><td>☐有・☐無</td></tr><tr><td>保育単価による費用の徴収</td><td>☐有・☐無</td></tr></table>	私的契約児の有無	☐ 有・ ☐ 無	児童数（前年度月平均）	人	定員の遵守	☐ 有・ ☐ 無	保育単価による費用の徴収	☐ 有・ ☐ 無							
私的契約児の有無	☐ 有・ ☐ 無																
児童数（前年度月平均）	人																
定員の遵守	☐ 有・ ☐ 無																
保育単価による費用の徴収	☐ 有・ ☐ 無																
7 苦情対応 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に対応していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ○ 苦情対応に係る処理手順を定める要綱、要領等を整備しておくこと。 ⇒ 実施状況 <table><tr><td>ア 苦情対応処理規程等</td><td>☐有（規程名： ）・☐無</td></tr><tr><td>イ 受付窓口担当者</td><td>☐有（職氏名： ）・☐無</td></tr><tr><td>ウ 苦情解決責任者</td><td>☐有（職氏名： ）・☐無</td></tr><tr><td>エ 第三者委員</td><td>☐有（氏名・職業： ）・☐無</td></tr><tr><td>オ 利用者・家族への周知方法</td><td></td></tr><tr><td>カ 受付件数（前年度）</td><td>件</td></tr><tr><td>苦情受付経過記録の整備</td><td>☐有・☐無 ☐前年度実績なし</td></tr></table>	ア 苦情対応処理規程等	☐ 有（規程名： ）・ ☐ 無	イ 受付窓口担当者	☐ 有（職氏名： ）・ ☐ 無	ウ 苦情解決責任者	☐ 有（職氏名： ）・ ☐ 無	エ 第三者委員	☐ 有（氏名・職業： ）・ ☐ 無	オ 利用者・家族への周知方法		カ 受付件数（前年度）	件	苦情受付経過記録の整備	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 前年度実績なし	社会福祉法第82条 特定教育保育施設基準第30条
ア 苦情対応処理規程等	☐ 有（規程名： ）・ ☐ 無																
イ 受付窓口担当者	☐ 有（職氏名： ）・ ☐ 無																
ウ 苦情解決責任者	☐ 有（職氏名： ）・ ☐ 無																
エ 第三者委員	☐ 有（氏名・職業： ）・ ☐ 無																
オ 利用者・家族への周知方法																	
カ 受付件数（前年度）	件																
苦情受付経過記録の整備	☐ 有・ ☐ 無 ☐ 前年度実績なし																

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
8 その他処遇等 ア 平等に取り扱う原則を守っていますか。 イ 虐待等の禁止を守っていますか。 ウ 懲戒に係る権限の濫用禁止を守っていますか。 エ 適切な秘密保持、個人情報保護を実施していますか。	☐はい ・ ☐いいえ ☐はい ・ ☐いいえ ☐はい ・ ☐いいえ ☐はい ・ ☐いいえ	○ 教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 ○ 教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ○ 施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 ○ 正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ○ 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ○ 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	特定教育保育施設基準第24条 特定教育保育施設基準第25条 特定教育保育施設基準第26条 特定教育保育施設基準第27条	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄												
[一時預かり事業] * 一時預かり事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。(自主事業として実施している場合は記載不要です。) 1 事業類型 どの事業類型により実施していますか。 2 設備 必要な設備が設けられていますか。 3 職員の配置 保育従事者、教育・保育従事者は配置されていますか。	一時預かり事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下 回答不要 ☐一般型 ☐幼稚園型 ☐余裕活用型 ☐はい・☐いいえ ☐はい・☐いいえ	※一時預かり事業は地域子育て支援拠点事業とともに社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けられているため、定款の目的に規定するとともに、実施に当たってはあらかじめ県に届出しなければならない。(児童福祉法第34条の12) ○ 主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う。 ○ 主として幼稚園等に在籍している満3歳以上の教育時間終了後の幼児に対して行う。 ○ 事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員数の総数から当該利用する児童の数を除いた数の乳幼児を対象として行う。 ○ 児福法基準第32条の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じ、必要な設備(医務室、調理室、屋外遊戯場を除く)を設ける必要がある。 <table><tr><td colspan="2">設備の状況</td></tr><tr><td>乳児室又は ほふく室</td><td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td></tr><tr><td>保育室又は 遊戯室</td><td>☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。</td></tr><tr><td>便所</td><td>☐有・☐無</td></tr><tr><td>保育に必要な 器具の状況</td><td></td></tr><tr><td>加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)</td><td>☐有・☐無</td></tr></table> (一般型) ○ 児福法基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じ、保育従事者を配置しなければならない(保育従事者数は2人を下回ることとはできない。) (保育従事者のうち保育士を1/2以上とすること) ただし、当該事業と施設とが一体的に運営されている場合であって、当該事業を行うに当たって、当該施設の職員による支援を受けることができるときは、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。	設備の状況		乳児室又は ほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	保育室又は 遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。	便所	☐ 有・ ☐ 無	保育に必要な 器具の状況		加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)	☐ 有・ ☐ 無	児福法施行規則第36条の35 一時預かり事業実施要綱 児福法施行規則第36条の35 児福法基準第32条 児福法施行規則第36条の35第1項第1号 児福法基準第33条第2項 一時預かり事業の実施について	
設備の状況																
乳児室又は ほふく室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
保育室又は 遊戯室	☐ 基準を満たしている。 ☐ 基準を満たしていない。															
便所	☐ 有・ ☐ 無															
保育に必要な 器具の状況																
加熱、保存等の調理機能を有する設備 (食事を提供する場合に限る。)	☐ 有・ ☐ 無															

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄																								
4 事業の実施 事業の対象となる乳幼児に、必要な処遇を行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(幼稚園型) ○ 児福法基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象となる幼児の年齢及び人数に応じ、教育・保育従事者を配置しなければならない(教育・保育従事者数は2人を下回ることとはできない。) (教育・保育従事者のうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者(免許が失効した者を含む。))を1／3以上とすること) ただし、当該事業と施設とが一体的に運営されている場合であって、当該事業を行うに当たって、当該施設の職員による支援を受けることができるときは、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができる。 ・ 保育士以外の保育従事者 ・ 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者 ※以下の研修を修了した者とする。 ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」の別紙ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和2年3月31日までの間に修了した者とする。 ⇒ 保育士の配置状況 (対象児童受入人数欄には、令和3年4月1日から自主点検表作成日までにの間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載) <table><tr><th colspan="2">一時預かり対象児童受入人数 (月 日)</th><th colspan="2">必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)</th></tr><tr><td>乳児</td><td>人</td><td>/ 3 人 =</td><td>人</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>人</td><td>/ 6 人 =</td><td>人</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>人</td><td>/ 20 人 =</td><td>人</td></tr><tr><td>4歳以上児</td><td>人</td><td>/ 30 人 =</td><td>人</td></tr><tr><td>合計</td><td>人</td><td>合計(四捨五入)</td><td>人</td></tr></table> (余裕活用型) 基準省令 ○ 保育所保育指針又は教育・保育要領に基づき事業を実施しなければならない。	一時預かり対象児童受入人数 (月 日)		必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)		乳児	人	/ 3 人 =	人	1・2歳児	人	/ 6 人 =	人	3歳児	人	/ 20 人 =	人	4歳以上児	人	/ 30 人 =	人	合計	人	合計(四捨五入)	人	児福法施行規則第36条の35第1項第2号 児福法基準第33条第2項 子育て支援員研修事業の実施について 一時預かり事業の実施について 家庭的保育事業の実施について	
		一時預かり対象児童受入人数 (月 日)		必要保育士数 (それぞれ小数点2位以下切捨て)																								
乳児	人	/ 3 人 =	人																									
1・2歳児	人	/ 6 人 =	人																									
3歳児	人	/ 20 人 =	人																									
4歳以上児	人	/ 30 人 =	人																									
合計	人	合計(四捨五入)	人																									
		基準省令 児福法基準第35条 法第10条第1項																										

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																														
[病児保育事業] * 病児保育事業を実施している場合、次の項目について自主点検し、記載してください。 1 設備 必要な設備が設けられていますか。 2 職員の配置 必要な職員は配置されていますか。	病児保育事業を ☐実施している ☐実施していない ※未実施は以下回答不要 ☐はい・☐いいえ ☐はい・☐いいえ	※病児保育事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けられているため、定款の目的に規定するとともに、実施に当たってはあらかじめ県に届出しなければならない。（児童福祉法第34条の18） （病児対応型・病後児対応型） ○ 実施場所は保育所等に付設された専用スペース又は専用施設である必要がある。 ○ 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有する必要がある。 ○ 調理室を有する必要がある。病児保育専門の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。 ⇒【設備の状況】 <table><tr><th colspan="2">設備の状況</th></tr><tr><td>保育室及び観察室又は安静室</td><td> ☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。 </td></tr><tr><td>調理室</td><td> ☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。 </td></tr></table> ○ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所となっている必要がある。 （体調不良児対応型） ○ 実施場所は医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている必要がある。 （病児対応型・病後児対応型） ○ 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置していること。 ○ 保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置していること。 ⇒ 職員の配置状況 （対象児童受入人数欄には、令和3年4月1日から自主点検表作成日までにの間に、最も多く対象児を受け入れた日の人数とその月日を記載） <table><tr><th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 （月 日）</th><th colspan="2">配置職員数</th></tr><tr><td>乳児</td><td>人</td><td>看護師</td><td>人</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>人</td><td>准看護師</td><td>人</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>人</td><td>保健師</td><td>人</td></tr><tr><td>4歳以上児</td><td>人</td><td>助産師</td><td>人</td></tr><tr><td>合計</td><td>人</td><td>保育士</td><td>人</td></tr></table>	設備の状況		保育室及び観察室又は安静室	☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。	調理室	☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。	病児保育対象児童受入人数 （月 日）		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	保育士	人	病児保育事業実施要綱 病児保育事業実施要綱	
設備の状況																																		
保育室及び観察室又は安静室	☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。																																	
調理室	☐基準を満たしている。 ☐基準を満たしていない。																																	
病児保育対象児童受入人数 （月 日）		配置職員数																																
乳児	人	看護師	人																															
1・2歳児	人	准看護師	人																															
3歳児	人	保健師	人																															
4歳以上児	人	助産師	人																															
合計	人	保育士	人																															

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																								
3 運営について 運営を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(体調不良児対応型) ○ 看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。 ⇒ 職員の配置状況 <table><tr><th colspan="2">病児保育対象児童受入人数 (月 日)</th><th colspan="2">配置職員数</th></tr><tr><td>乳児</td><td>人</td><td>看護師</td><td>人</td></tr><tr><td>1・2歳児</td><td>人</td><td>准看護師</td><td>人</td></tr><tr><td>3歳児</td><td>人</td><td>保健師</td><td>人</td></tr><tr><td>4歳以上児</td><td>人</td><td>助産師</td><td>人</td></tr><tr><td>合計</td><td>人</td><td>合計</td><td>人</td></tr></table> (送迎対応) ○ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置すること。 (病児対応型・病後児対応型) ○ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で、対象児童の受け入れを行う必要がある。 ○ 本事業を担当する職員は、利用日の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施する必要がある。 ○ 対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議の上、受け入れの決定を行う必要がある。 ○ 保護者が児童の症状や処方内容等を記載した連絡票により、症状を確認し、受け入れの決定を行う必要がある。 ○ 登園する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の保育所等ではなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努める必要がある。 ○ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築する必要がある。 ○ 病児対応型を実施する場合、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定する必要がある。 ○ 病児対応型を実施する場合、指導医又は協力医療機関との間で、緊急時の対応についてあらかじめ文書による取り決めを行う必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医との相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。	病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数		乳児	人	看護師	人	1・2歳児	人	准看護師	人	3歳児	人	保健師	人	4歳以上児	人	助産師	人	合計	人	合計	人	病児保育事業実施要綱	
病児保育対象児童受入人数 (月 日)		配置職員数																										
乳児	人	看護師	人																									
1・2歳児	人	准看護師	人																									
3歳児	人	保健師	人																									
4歳以上児	人	助産師	人																									
合計	人	合計	人																									

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【確 認 資 料】	県 記 載 欄
4 衛生管理について 衛生管理を適切に行っていますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	(体調不良児対応型) ○ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行う必要がある。 ○ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を、地域のニーズに応じて定期的の実施する必要がある。 ○ 協力医療機関をあらかじめ設定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を講じる必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医と相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。 (送迎対応) ○ 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。 ○ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借り上げ等における実施も可能とする。 ○ 保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に連絡すること等により実施すること。また、送迎対応を行った上で、病児対応型の事業を実施する施設において保育を行うに当たっては、かかりつけ医等に受診すること。 ○ 病児対応型を実施する場合、指導医又は協力医療機関との間で、緊急時の対応についてあらかじめ文書による取り決めを行う必要がある。 ○ 事業の実施に当たっては、指導医・嘱託医との相談の上、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成し、保護者に周知する必要がある。	病児保育事業実施要綱	
5 関係書類について 必要な書類は整備していますか。	☐ はい・ ☐ いいえ	○ 複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮する必要がある。 ○ 手洗い等の設備を設置するとともに、衛生面での十分な配慮を施すことにより、他児及び職員への感染を防止する必要がある。 ○ 体調不良児対応型の場合は、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他児の往来を制限する必要がある。 ○ 児童の受け入れに際して、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種を行うよう助言する必要がある。	病児保育事業実施要綱	